

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 法第19条第11号の規定により条例で定める特定個人情報を提供する場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">区長</td> <td style="text-align: center;">1～28 〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29 削除</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30～34 〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 〔別紙のとおり〕</p>	機 関	事 務	区長	1～28 〔略〕	29 削除	30～34 〔略〕	教育委員会	〔略〕	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 法第19条第10号の規定により条例で定める特定個人情報を提供する場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">区長</td> <td style="text-align: center;">1～28 〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29 墨田区ショートナーサリー事業実施要綱（平成5年3月18日4墨厚保第1023号）による短期保育の実施に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30～34 〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 〔別紙のとおり〕</p>	機 関	事 務	区長	1～28 〔略〕	29 墨田区ショートナーサリー事業実施要綱（平成5年3月18日4墨厚保第1023号）による短期保育の実施に関する事務であって規則で定めるもの	30～34 〔略〕	教育委員会	〔略〕
機 関	事 務																
区長	1～28 〔略〕																
	29 削除																
	30～34 〔略〕																
教育委員会	〔略〕																
機 関	事 務																
区長	1～28 〔略〕																
	29 墨田区ショートナーサリー事業実施要綱（平成5年3月18日4墨厚保第1023号）による短期保育の実施に関する事務であって規則で定めるもの																
	30～34 〔略〕																
教育委員会	〔略〕																

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

別表第1 区長の部29の項及び別表第2 区長の部33の項の改正規定 公布の日

第1条及び第5条の改正規定 令和3年9月1日

別表第2 区長の部4 の項の改正規定 令和3年10月1日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部
改正（抄）

改正後	改正前
<p>（特定個人情報の提供の制限） 第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。 〔略〕 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（<u>第12号に規定する場合を除く。</u>）。 〔略〕 <u>一の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。</u> ～ 〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第19条 〔同左〕 〔略〕 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（<u>第11号に規定する場合を除く。</u>）。 〔略〕 〔新設〕 ～ 〔略〕</p>

【施行期日】令和3年9月1日